

- 三 配偶者と生活を共にしなくなつた場合
- 四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなつた場合
- 2 第六条第二項の規定は、前項の届出について準用する。
- (職務復帰)
- 第十二条** 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、規則八一一二（職員の任免）第五十八条の規定による人事異動通知書 第十四条において「人事異動通知書」という。)を交付しなければならない。
- 一 職員の配偶者同行休業を承認する場合
 - 二 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
 - 三 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合
- (配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)
- 第十三条** 任命権者は、配偶者同行休業法第七条第三項の規定により、同条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- (配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る人事異動通知書の交付)
- 第十四条** 任命権者は、次に掲げる場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適當と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適切な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。
- 一 配偶者同行休業法第七条第一項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
 - 二 配偶者同行休業法第七条第三項の規定により任期付職員の任期を更新した場合
 - 三 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合
- (職務復帰後における号俸の調整)
- 第十五条** 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。
- (雑則)
- 第十六条** この規則に定めるものほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事院が定める。
- 第一条** この規則は、平成二十六年二月二十一日から施行する。
- 附 則 (平成二七年三月一八日人事院規則)一六三) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- (雑則)
- 第十五条** 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。
- 附 則 (平成二八年四月一日人事院規則)二六一〇一) 抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和四年二月一八日人事院規則)一七九) 抄
- (施行期日)
- 第一条** この規則は、令和五年四月一日から施行する。